

## 公益財団法人公益推進協会 助成金交付規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人公益推進協会定款に基づき、公益財団法人公益推進協会（以下「財団」という。）が公益の増進に寄与するために行う助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (助成金対象)

第2条 当該助成金の助成対象は以下の通りとし、原則としてSNSで情報を発信する団体又は個人とする。

- (1) 公益の増進を図る活動をしている団体（任意団体を含む）又は個人
  - (2) 公益の増進を図る活動をしている団体（任意団体を含む）を支援している団体又は個人
- 2 年間1億円以上の助成を受ける団体は、適正な財産の使用や会計処理が求められるため、原則として以下のいずれかの要件を満たすものに限る。
- (1) 団体に会計監査人を設置し登記していること。
  - (2) 公認会計士による会計監査を毎年受けていること。
  - (3) 当財団から助成を受ける事業についてのみ、実施期間及び実施後において、当財団が希望すれば当該事業についての監査を受け入れること。

### (応募条件)

第3条 当該助成金を受けようとするものは、公益の増進を図るための事業や研究を行い、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

- (1) 日本又は海外に住所又は活動の本拠を有すること。
  - (2) 助成金対象事業や研究を確実に遂行できる見込みがあること。
  - (3) 当該団体及び事業又は研究が専ら営利を目的としていないこと。
- 2 当該助成金の助成率が総事業費の50%以上のイベント企画の場合は、当該事業のタイトルに「公推協杯」「公推協カップ」「公推協〇〇〇〇」「公益財団法人公益推進協会助成事業」等と、SNS、パンフレット、チラシ等すべての広報手段の際に掲示する。
- 3 当該助成金の助成率が総事業費の50%以上かつ、助成金額が100万円を超えるイベント企画の場合は、原則として以下のいずれかの要件を満たすものに限る。
- (1) イベントの冒頭又はエンディングにおいて、前面ステージ上に財団役員又は財団関係者による挨拶の場を設け、イベント時は財団関係者用に若干数の座席を用意する。なお、客席300席以上のホール等で行う場合は財団関係者用に控室も1室用意する。
  - (2) 当財団以外から協賛金や寄付金を受ける事業であっても、前号のステージの場にいかなる協賛企業の関係者を同等の立場で登壇させてはならない。ただし、広報物等に協賛企業等の名を掲載することは可能とする。

### (助成金内容)

第4条 当該助成金は、対象者が直接必要と認められる以下の物品又は経費の一部とする。

- (1) 公益の増進を図るための事業や研究に直接使用する物品
- (2) 公益の増進を図るための事業を目的として、当該団体が実施するイベント等の事業費
- (3) 公益の増進を図るための研究に係る経費等

(募集方法)

第5条 当該助成金の交付申請は、原則として当財団のホームページや公開された助成金に関するSNSにより公募する。

(応募方法)

第6条 当該助成金の交付を申請しようとするものは、別に定める募集期間内に助成金交付申請書に関係書類を添えて、常任理事会に提出しなければならない。

(選考方法)

第7条 申請があったときは、当該申請に係る必要な調査を行い、審査・選考については、助成金選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置して、選考委員会が行い、審査の結果を常任理事会に答申し、常任理事会が助成すべきものと認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。

2 代表理事は、助成金の交付の決定をしたときは、助成金交付決定通知書により、申請した者に対しその旨を通知するものとする。

(選考委員会)

第8条 選考委員会は、代表理事が委嘱する3名の役員及び2名以上5名以下の外部委員で構成する。

2 選考委員会は、互選により委員長を選出する。

3 審査にあたっては、応募する者の公益の増進への貢献度、活動の計画性、継続性、会計の透明性、申請内容の必要性、緊急性等を総合的に考慮して決定する。

(助成金交付の変更)

第9条 次に掲げる事項は、助成金の交付の決定に付する条件とする。

助成金の対象となった内容（以下「助成金内容」という。）の内容変更（常任理事会が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ助成金内容変更申請書を提出し、常任理事会の承認を受けること。

2 前項に規定するもののほか、常任理事会は助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めたとときは、条件を付すことがある。

(事情変更による決定の取消)

第10条 常任理事会は、助成金の交付の決定をした後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

(助成金の目的外使用の禁止)

第11条 助成金の交付を受けた者は、助成金を該当する事業又は研究以外の目的に使用してはならない。

(助成金交付決定の取消)

第12条 常任理事会は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 規定する条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他法令又はこの規程に違反したとき。

2 前項の規定は、助成金の交付があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第13条 助成金の交付を受けた者は、前条の規程により助成金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、常任理事会の命ずるところにより助成金を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械及び器具でその価格が20万円以上のものについて、取得又は効用の増加した日から5年以内に助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめその旨を記載した助成金財産処分申請書を提出し、常任理事会の承認を受けなければならない。

(助成金使用状況報告の義務)

第15条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付を受けて行う事業や物品購入が完了したら速やかにその助成金がどのように使用されているかの報告をしなくてはならない。

(補 則)

第16条 この規程に定めるもののほか、助成金の実施に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、令和6年9月19日から施行する。